

様

千葉県知事



保有個人情報の開示に係る通知書

年 月 日付けの に関する情報が記録されている保有個人情報の開示請求について、次のとおり保有個人情報を開示することを決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第86条第3項

第107条第1項において準用する第86条第3項

の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報を記録する行政文書の件名又は内容	
開示される保有個人情報に含まれている情報の内容	
開示決定に係る年月日等	年 月 日付け 第 号
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、千葉県（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

担当課（所）：

電話番号：